



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (35) (議会事務局議事・法務政策課) ・ 3 鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例 (36) (〃) ・ 8
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (1) (〃) ・ 11 鳥取県議会事務局処務規程の一部改正 (2) (〃) ・ 18 鳥取県政務活動費交付条例施行規程の一部改正 (3) (〃) ・ 19

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県議会情報公開条例の一部改正について

1 条例の改正理由

行政不服審査法の全部が改正され、審査請求の審理は条例に特別の定めがある場合を除き審理員が行うとされたことに伴い、審理員を指名しないで審理する特例について定める。

2 条例の概要

- (1) 公文書の開示に関する審査請求については、審理員による審理は行わない。
- (2) 議長は、鳥取県議会情報公開審査会から審査請求に係る公文書の提示を求められたときは、これを拒んではならない。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県政務活動費交付条例の一部改正について

1 条例の改正理由

政務活動費の使途の透明性の向上を図るため、収支報告書の公表を明記するとともに証拠書類を閲覧できる者を拡大する。

2 条例の概要

- (1) 収支報告書をインターネットで公表するとともに、証拠書類の閲覧は県民等に限らないこととする。
- (2) 収支報告書等の写しの交付請求は、鳥取県議会情報公開条例による手続によることとした。
- (3) 証拠書類の提出先を議長とする等、所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。
 - イ 鳥取県情報公開条例及び鳥取県議会情報公開条例について、所要の規定の整備を行う。

条 例

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条）</u></p> <p><u>第2章 公文書の開示（第6条—第16条）</u></p> <p><u>第3章 審査請求（第17条—第19条）</u></p> <p><u>第4章 鳥取県議会情報公開審査会（第20条—第30条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第31条—第33条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p><u>第2章 公文書の開示</u></p> <p>（公文書の開示請求権）</p> <p>第6条 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第17条第1項及び第18条において「反対意見書」という。</u>）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。</p> <p><u>第3章 審査請求</u></p> <p>（審査会への諮問等）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>（公文書の開示請求権）</p> <p>第6条 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。</p>

第17条 議長は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県議会情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 議長は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をするものとする。

（諮問をした旨の通知）

第18条 議長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 鳥取県議会情報公開審査会

（設置）

第20条 第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議させるため、鳥取県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置す

る。

(組織)

第21条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第22条 委員は、優れた識見を有する者のうちから議長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員及び委員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(会長)

第23条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第24条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又

は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 5 審査会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（意見の陳述）

第26条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 2 審査会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第13条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書又は資料を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定により審査請求人等又は第三者が意見書又は資料を提出する場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査請求人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 4 審査会は、第1項及び第2項の意見書又は資料が提出されたときは、その写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第28条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

<p><u>(答申書の送付等)</u> 第29条 審査会は、第17条第1項の規定による諮問に 対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求 人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審 査会が適切と認める方法により公表するものとす る。</p> <p><u>(雑則)</u> 第30条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営 に関し必要な事項は、審査会が定める。</p> <p>第5章 雑則 (公文書に関する情報提供) 第31条 略</p> <p>(運用状況の公表) 第32条 略</p> <p>(委任) 第33条 略</p>	<p>(公文書に関する情報提供) 第17条 略</p> <p>(運用状況の公表) 第18条 略</p> <p>(委任) 第19条 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収支報告書の提出等)</p> <p>第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「<u>収支報告書</u>」という。）に、当該収支報告書の内容を<u>証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて</u>、年度終了日（その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日）の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「<u>収支報告書</u>」という。）を、年度終了日（その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日）の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(収支報告書の調査)</p> <p>第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、地方自治法第138条第3項に規定する事務局長に行わせるものとする。</p>	<p>(収支報告書の調査)</p> <p>第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、地方自治法第138条第3項に規定する事務局長（以下「<u>事務局長</u>」という。）に行わせるものとする。</p> <p><u>2 議員は、前項の調査に資するため、前条第1項に定める期間内に、政務活動費を充てた支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「<u>証拠書類</u>」という。）の写しを事務局長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 事務局長は、前項の規定により提出された証拠書類の写しを、第1項の調査以外の目的のために使用してはならない。</u></p> <p><u>4 事務局長は、第2項の規定により提出された証拠書類の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない。</u></p> <p><u>5 議長は、事務局長が提出を受けた証拠書類の写しを利用してはならない。</u></p>
<p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p> <p>第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出され</p>	<p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p> <p>第8条 議長は、第5条第1項<u>及び第6条第2項</u>の規</p>

<p>た収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、当該収支報告書をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び収支報告書の公表は、当該収支報告書等の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から始める。</p> <p><u>(委任)</u> 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除いた証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p> <p>(1) 県内に住所を有する者 (2) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県内に所在する学校に在学する者 (4) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求は、当該収支報告書等の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日からすることができる。</p> <p>4 第2項の規定による収支報告書等の写しの交付を受けるものは、当該交付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第2項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示義務) 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係</p>	<p>(開示義務) 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係</p>

<p>る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第5条第1項</u>の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第6条第2項</u>の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
--	--

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第5条第1項</u>の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第6条第2項</u>の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(開示請求の方法) 第2条 略</p> <p>(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県元気づくり総本部県民課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。</p> <p>(個人に関する情報) 第4条 略 2 条例第8条第2号エの議長が定める情報は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第5条第1項</u>に規定する証拠書類の写しに記載された、議員に雇用された者の氏</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 公文書の開示（第2条—第7条）</u></p> <p><u>第3章 異議申立て等</u></p> <p><u>第1節 諮問等（第8条・第9条）</u></p> <p><u>第2節 鳥取県議会情報公開審査会（第10条—第14条）</u></p> <p><u>第3節 審査会の調査審議の手続（第15条—第20条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>第2章 公文書の開示</u></p> <p>(開示請求の方法) 第2条 略</p> <p>(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県未来づくり推進局県民課、<u>地域振興部東部振興監東部振興課</u>、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。</p> <p>(個人に関する情報) 第4条 略 2 条例第8条第2号エの議長が定める情報は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第6条第2項</u>に規定する証拠書類の写しに記載された、議員に雇用された者の氏</p>

名	名
(意見書提出の機会の付与を要しない情報)	(意見書提出の機会の付与を要しない情報)
<u>第6条</u> 略	<u>第5条の2</u> 略
(開示の実施等)	(開示の実施等)
<u>第7条</u> 略	<u>第6条</u> 略
(費用負担の額)	(費用負担の額)
<u>第8条</u> 略	<u>第7条</u> 略
	<u>第3章 異議申立て等</u>
	<u>第1節 諮問等</u>
	(審査会への諮問等)
	<u>第8条</u> 議長は、開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てがあつたときは、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに鳥取県議会情報公開審査会に諮問するものとする。この場合において、当該異議申立てが公文書の開示前に行われたときは、同法第48条において準用する同法第34条第2項の規定により、開示の実施を延期するものとする。
	(1) 異議申立てが不適法であるとき。
	(2) 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について第三者が当該公文書の開示に反対である旨の意見書(次条第3号において「反対意見書」という。)を提出しているときを除く。
	2. 議長は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときは、これを尊重して、速やかに当該異議申立てに対する決定をするものとする。
	(諮問をした旨の通知)
	<u>第9条</u> 議長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知するものとする。
	(1) 異議申立人及び参加人
	(2) 開示請求者(開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
	(3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

第2節 鳥取県議会情報公開審査会

(設置)

第10条 第8条第1項の規定による諮問に応じ、異議申立てについて調査審議させるため、鳥取県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第11条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第12条 委員は、優れた識見を有する者のうちから議長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員及び委員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(会長)

第13条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3節 審査会の調査審議の手續

(審査会の調査権限)

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は

整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は議長（以下「異議申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第16条 審査会は、異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、異議申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第17条 異議申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の意見書又は資料が提出されたときは、その写しを当該意見書又は資料を提出した異議申立人等以外の異議申立人等に送付するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第18条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第19条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを異議申立人及び参加人に送付するものとする。

(雑則)

第20条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

様式第5号（第5条関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求

様式第5号（第5条関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求

については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第5項の規定により通知します。

年 月 日

略

鳥取県議会議長



注 略

(教示)

- この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第5条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第5項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県議会議長



略

注 略

(教示)

- この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第5項の規定により通知します。

年 月 日

略

鳥取県議会議長



注 略

(教示)

- この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立てをすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第5条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第5項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県議会議長



略

注 略

(教示)

- この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算

て3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（この決定について議長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。）、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日（この決定について議長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第5条関係）

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県議会情報公開条例第11条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することに決定したので、同条例第12条第5項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県議会議長



略

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（この決定について議長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。）、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日（この決定について議長に審査請求をし

して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立てをすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として（訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。）、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日（この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第5条関係）

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県議会情報公開条例第11条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することに決定したので、同条例第12条第5項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県議会議長



略

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として（訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。）、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日（この決定について議長に異議申立て

た場合は、その審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

をした場合は、その異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

公文書不存在決定通知書

公文書不存在決定通知書

第 号

第 号

様

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県議会情報公開条例第12条第5項の規定により通知します。

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県議会情報公開条例第12条第5項の規定により通知します。

鳥取県議会議長



鳥取県議会議長



略

略

(教示)

(教示)

- この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

- この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定について異議申立てをすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として(訴訟においては、議長が鳥取県を代表します。)、鳥取地方裁判所に提起することができます。ただし、この決定の日(この決定について議長に異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決) 第2条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 鳥取県議会情報公開条例第17条第1項の規定による<u>鳥取県議会情報公開審査会への諮問</u></p> <p>(15) <u>鳥取県議会情報公開条例第32条の規定による運用状況の公表</u></p> <p>(16) 略</p>	<p>(専決) 第2条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 鳥取県議会情報公開条例第18条の規定による<u>運用状況の公表</u></p> <p>(15) 鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）第8条第1項の規定による<u>鳥取県議会情報公開審査会への諮問</u></p> <p>(16) 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県議会告示第3号

鳥取県政務活動費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の閲覧（以下「閲覧」という。）をしようとする者は、収支報告書等閲覧簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、収支報告書等閲覧簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p><u>(1) 収支報告書等の写しの交付請求書（様式第3号）を議長に提出する方法</u></p> <p><u>(2) 県の使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と請求者の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続し、請求者の使用する電子計算機から必要な事項を入力する方法</u></p> <p>7 <u>前項第1号の請求書は、鳥取県未来づくり推進局県民課、地域振興部東部振興監東部振興課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局若しくは日野振興センター日野振興局を經由して提出することができる。</u></p> <p>8 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の写しの交付は、次に掲げる方法(鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により実施することができる方法に限る。)により行うものとする。</p> <p><u>(1) 複写機により用紙に複写したものの交付</u></p> <p><u>(2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付</u></p> <p><u>(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信</u></p> <p>9 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金</p>

額とする。

区 分		金額
写しの作成に要する費用	用紙に複写したもの	1枚につき10円（用紙の両面を使用する場合は、用紙1枚につき20円）
	電磁的記録を複写したフレキシブルディスク	1枚につき20円
	電磁的記録を複写した光ディスク（CD-R）	1枚につき30円
	電磁的記録を複写した光ディスク（DVD-R）	1枚につき50円
	電磁的記録を複写した光磁気ディスク（MO）	1枚につき200円
写しその他の物品の送付に要する費用		送付に要する実費の額

様式第3号（第3条関係）

収支報告書等の写しの交付請求書

鳥取県会議長 様

鳥取県政務活動費交付条例第8条第2項の規定により、次のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

年 月 日

郵便番号

住 所

（法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地）

請求者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

連絡先 自 宅

（電話番号） 勤務先

請求者の資格	<input type="checkbox"/> 県内に住所を有する者
	<input type="checkbox"/> 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 （勤務先名 所在地 ）
	<input type="checkbox"/> 県内に所在する学校に在学する者 （学校名 所在地 ）
	<input type="checkbox"/> 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 （事務所又は事業所の名称 ）

	写しの 交付を 請求す る収支 報告書 等の件 名（提 出議員 名及び 対象年 度等）	
	写しの 交付の 方法	<input type="checkbox"/> 用紙に複写したものの交付（送付の希望の有無 有・無） <input type="checkbox"/> 物品（ ）に複写等をしたものの交付（送付の希望の有無 有・無） <input type="checkbox"/> 電子メールによる送信（電子メールアドレス ）
	備考	

注 「写しの交付の方法」欄の物品の括弧内には、
CD-R、DVD-R等交付を希望する物品を記入してください。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。